

国土交通省トラック荷主特別対策室主催 物流課題解決に向けたオンライン説明会 【第22回】開催

開催日時：令和7年5月23日(金) 10:00,15:00（同日2回開催）

事前アンケートを実施しています

【主な質問】（荷主に対して）トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
（トラック事業者に対して）今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

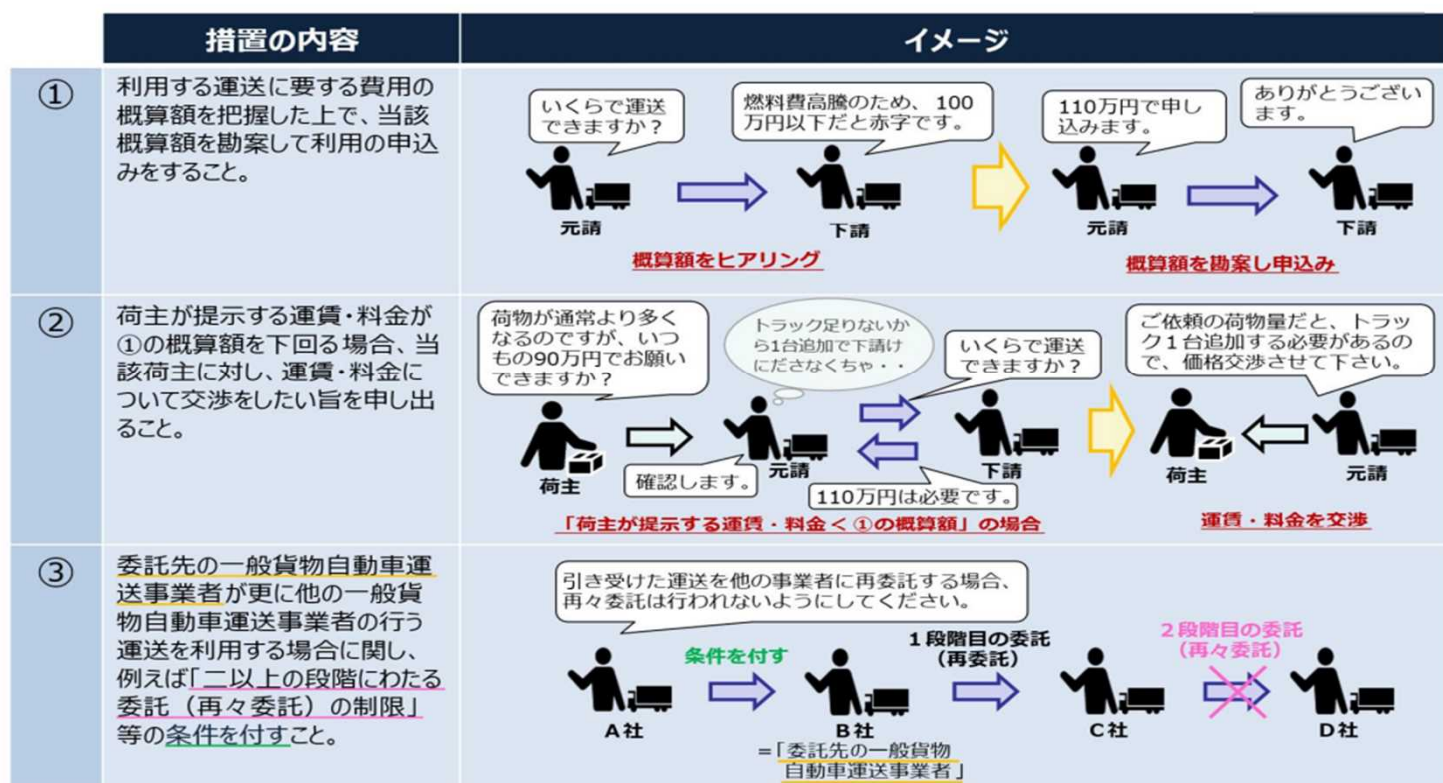
（今月のNEWS）改正トラック法（利用運送健全化措置）について

貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するときに、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（健全化措置）を講ずるよう努めることとされています。

【適用される利用運送のパターン】

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

健全化措置のイメージ



「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関するお困りごとは、
是非目安箱に投稿してください。



目安箱
投稿用
二次元
バーコード